

宮城県公報

令和7年5月13日（火）
定期第599号

目次

告示

- 漁港施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託（3件）（漁港整備推進室）
- 保安林の指定の予定（森林整備課）

宮城県告示第325号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
石巻市開成 1 番 27
宮城県漁業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
雄勝漁港の指定施設の使用に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 14 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第326号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
石巻市開成 1 番 27
宮城県漁業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
磯崎漁港の指定施設の使用に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 14 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第327号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
塩竈市新浜町三丁目30番17号
塩釜市漁業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
塩釜漁港の指定施設（釜の淵泊地）の使用に係る使用料
- 3 指定年月日
令和7年3月14日
- 4 委託年月日
令和7年3月31日
- 5 委託期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

宮城県告示第 328 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和 7 年 5 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 保安林予定森林の所在場所

登米市登米町大字日根牛字中山 28-2、28-3、28-4、32、32-1、33、49、50、51、津山町字館石 124-1

2 指定の目的

水源の涵（かん）養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備えて縦覧に供する。）